

精華町第 2 次障害者基本計画【改定版】

素案

平成 31 年 3 月

精華町

目 次

第1章 この計画について *

1. 法的根拠 _____ *
2. 計画の位置づけと計画期間 _____ *
3. 近年の関連動向 _____ *

第2章 精華町の障害福祉に係る概況と課題 *

1. 手帳所持者数の状況 _____ *
2. 特別支援教育を利用する児童生徒の状況 _____ *
3. 山城南圏域の社会資源の概況 _____ *
4. 住民の意識 _____ *
5. 計画課題 _____ *

第3章 理念・原則と計画目標 *

1. 基本理念 _____ *

障害があってもなくても
誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町

2. 3つの原則 _____ *

- [1] 基本的人権の尊重と差別の禁止
- [2] 自己決定と自己選択の尊重
- [3] 地域共生の社会づくり

3. 計画目標 _____ *

- [1] 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける
- [2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる
- [3] 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

第4章 目標ごとの施策 *

1. 施策の体系 _____ *

2. 具体的な施策 _____ *

第5章 計画の推進 *

1. 計画の進行管理 _____ *

2. 圏域・府との連携 _____ *

資料編

第1章 この計画について

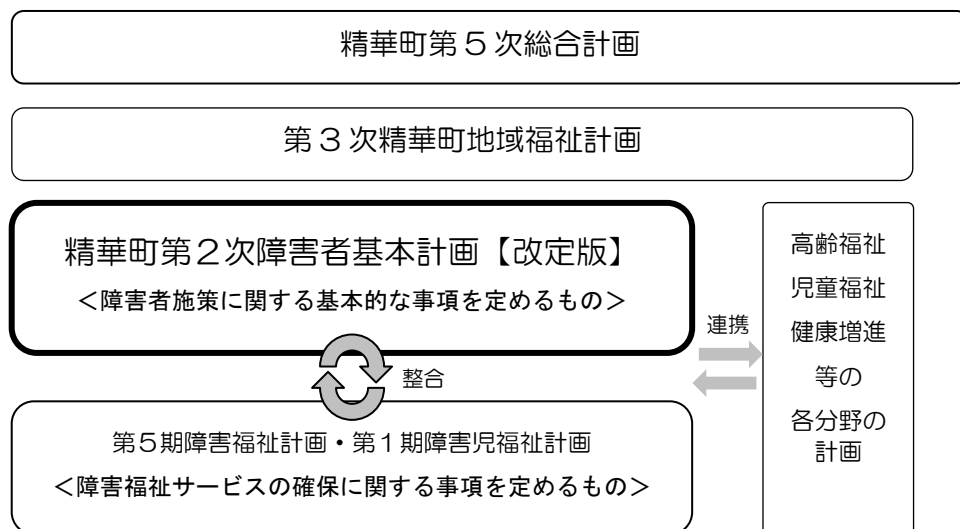
1. 法的根拠

- 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」は、「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づいて、地方自治体に策定義務がある「市町村障害者計画」となるものです。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

- 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」は、本町のまちづくりの最上位計画「精華町第5次総合計画」の障害福祉部門の施策を推進するための指針です。
- 同時に策定した「第3次精華町地域福祉計画」を上位計画としつつ、障害福祉に係る理念や目標を掲げて、目標の実現に向けた総合的な施策の体系を示します。
- 障害福祉サービス等の供給について、目標数値を掲げて具体的な整備を推進するために策定する「精華町障害福祉計画」「精華町障害児福祉計画」との整合を図ります。
 - ・ 「精華町障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項」の既定に基づいて地方自治体に策定義務がある「市町村障害福祉計画」となるものです。
 - ・ 「精華町障害児福祉計画」は、「改正児童福祉法第33条の20第1項」の既定に基づいて地方自治体に策定義務がある「市町村障害児福祉計画」となるものです。
- 国の「第4次障害者基本計画（平成30～34年度）」及び「第3期京都府障害者基本計画（平成26～31年度）」と整合を保ちつつ推進するものです。



3. 近年の関連動向

(1) 法制度関係

○ 近年の法制度に係る動向は、下表の通りです。

法制定・改正等	概 要
① 障害者権利条約の批准	[H26.1.20 批准、H26.2.19、国内で条約が効力を発生] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害者の権利に関する条約。 障害のある人の人権と基本的自由の享有を保障し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。
② 障害者差別解消法の制定	[H25.6.26 公布（一部同日施行）、H28.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。 すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。 障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めています。
③ 障害者雇用促進法の改正	[H25.6.19 公布、H28.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律。 「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた対応の一環として、H28.4.1 に改正施行されました。法定雇用率の算定基礎の見直しについては、H30.4.1 の施行とされています。
④ 成年後見制度利用促進法の制定	[H28.4.15 公布、H28.5.13 施行] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：成年後見制度の利用の促進に関する法律。 認知症や知的障害、その他の精神上的障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。 法に基づき、H29.3.24、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
⑤ ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	[H28.6.2 閣議決定] <ul style="list-style-type: none"> 「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置づける中で、障害のある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現を謳っています。
⑥ 発達障害者支援法の改正	[H28.6.1 公布、H28.8.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 法施行から10年が経ち、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援が求められることや、共生社会の実現に向けた法整備が進んだことを踏まえて、各種施策に係る法律の全般にわたる改正が行われました。 「発達障害者支援センター等」による支援について、できるだけ身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮することとされています。
⑦ 障害者総合支援法と児童福祉法の改正	[H28.6.3 公布（一部同日施行）、H30.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法の正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。 障害福祉サービスの類型として「自立生活援助」「就労定着支援」が創設されるとともに、「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用」に係る改正がなされています。 「障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）」「医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3 施行）」が盛り込まれるとともに、「地域共生社会への転換」が明記されました。
⑧ 介護保険法の改正	[H29.6.2 公布、H30.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（H26.6.25 公布）」による改正が行われました。障害福祉に係る改正点として、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が示されています。

(2) 国・府の計画

① 第4次障害者基本計画（平成30年度～平成34年度）

- 障害者基本法第11条に基づく計画で「政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画」です。

（基本理念〔計画の目的〕）

- ・ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

（基本的方向）

1. 2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより着実に推進
 - ・ 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ向上の視点を取り入れていく
 - ・ アクセシビリティに配慮した ICT 等の新技術を積極的に導入
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
 - ・ 障害者施策の意思決定過程における障害者の参加、障害者本人による意思決定の支援
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
 - ・ 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果指標を充実

（総論の主な内容）

- ・ 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ・ 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・ 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- ・ 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

（各論の主な内容）

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

② 第3期京都府障害者基本計画（平成26～31年度）

- 障害者基本法第11条第2項に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として策定する「都道府県障害者計画」です。
- 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進のため、以下の5つの横断的視点を踏まえて、8つの分野からの施策展開を図っています。

（5つの横断的視点）

- ・ 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ・ 当事者本位の総合的な支援
- ・ 障害特性等に配慮した支援
- ・ アクセシビリティの向上
- ・ 総合的かつ計画的な取組の推進

（8つの分野）

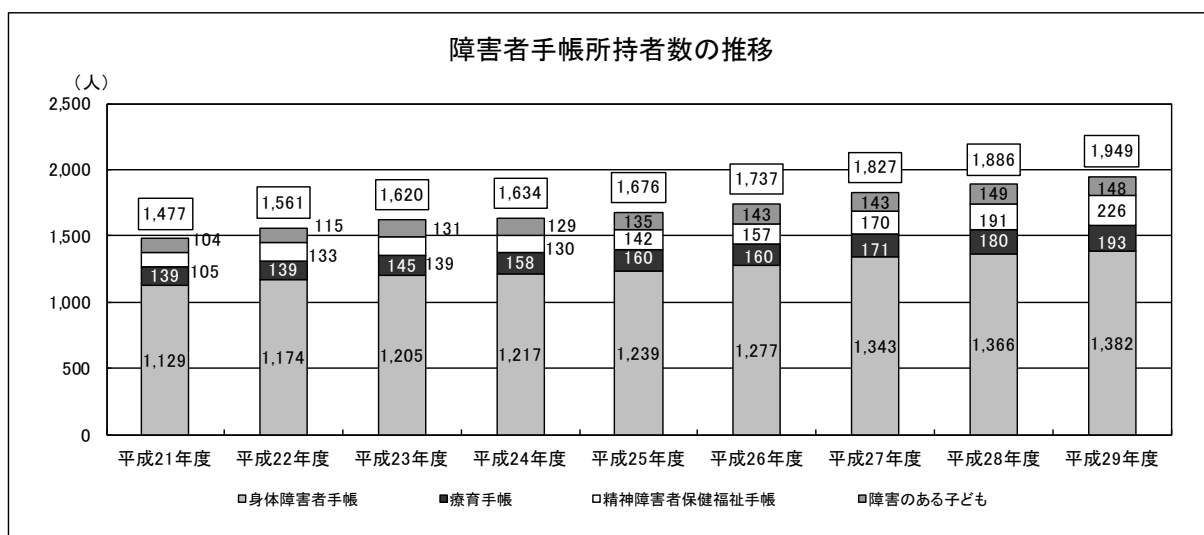
- ・ 共生社会の実現に向けた理解と交流の推進
- ・ 教育の推進
- ・ 生活の支援
- ・ 保健・医療の充実
- ・ 生活環境の整備
- ・ 雇用・就労の促進
- ・ スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興
- ・ 暮らしの安心・安全

第2章 精華町の障害福祉に係る概況と課題

1. 手帳所持者数の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

- 手帳所持者数は、それぞれの手帳で増加傾向にあり、平成 29 年度では、合計で 1,949 人となっています。
- 手帳種別に内訳をみると、18 歳以上の人で身体障害者手帳が 1,382 人、療育手帳が 193 人、精神障害者保健福祉手帳が 226 人となっており、いずれかの手帳を所持している障害のある子どもの数は 148 人となっています。



■障害者手帳所持者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳	1,129	1,174	1,205	1,217	1,239	1,277	1,343	1,366	1,382
療育手帳	139	139	145	158	160	160	171	180	193
精神障害者保健福祉手帳	105	133	139	130	142	157	170	191	226
障害のある子ども	104	115	131	129	135	143	143	149	148
合計	1,477	1,561	1,620	1,634	1,676	1,737	1,827	1,886	1,949

(各年3月31日現在)

② 身体障害者手帳所持者の高齢化

○身体障害者手帳所持者について、65歳以上の人の比率をみると年々増大しており、平成29年度では73.6%となっています。

■障害者手帳所持者に占める65歳以上比率の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者手帳所持者	53.0	51.4	51.7	53.2	54.1	55.4	56.3	56.4	55.3
身体障害者手帳	66.7	65.7	66.9	67.8	69.1	71.1	72.0	73.1	73.6
療育手帳	4.6	4.3	3.6	4.2	5.3	4.8	5.0	4.7	4.5
精神障害者保健福祉手帳	3.7	5.2	5.0	12.2	12.4	13.0	15.9	16.6	12.7

(各年3月31日現在)

(資料編用)

■障害者手帳所持者数の推移(年齢3区分)

(単位：人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者手帳所持者	18歳未満	104	115	131	129	135	143	143	149	148
	18歳～64歳	590	643	651	635	635	631	656	674	724
	65歳以上	783	803	838	870	906	963	1,028	1,063	1,077
	合計	1,477	1,561	1,620	1,634	1,676	1,737	1,827	1,886	1,949
身体障害者手帳所持者	18歳未満	24	22	24	27	26	29	26	24	21
	18歳～64歳	360	388	383	374	365	348	357	350	349
	65歳以上	769	786	822	843	874	929	986	1,016	1,033
	合計	1,153	1,196	1,229	1,244	1,265	1,306	1,369	1,390	1,403
療育手帳所持者	18歳未満	78	91	105	101	106	110	111	117	116
	18歳～64歳	129	129	136	147	146	147	157	166	179
	65歳以上	10	10	9	11	14	13	14	14	14
	合計	217	230	250	259	266	270	282	297	309
精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満	2	2	2	1	3	4	6	8	11
	18歳～64歳	101	126	132	114	124	136	142	158	196
	65歳以上	4	7	7	16	18	21	28	33	30
	合計	107	135	141	131	145	161	176	199	237

(単位：%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者手帳所持者	18歳未満	7.0	7.4	8.1	7.9	8.1	8.2	7.8	7.9	7.6
	18歳～64歳	39.9	41.2	40.2	38.9	37.9	36.3	35.9	35.7	37.1
	65歳以上	53.0	51.4	51.7	53.2	54.1	55.4	56.3	56.4	55.3
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
身体障害者手帳所持者	18歳未満	2.1	1.8	2.0	2.2	2.1	2.2	1.9	1.7	1.5
	18歳～64歳	31.2	32.4	31.2	30.1	28.9	26.6	26.1	25.2	24.9
	65歳以上	66.7	65.7	66.9	67.8	69.1	71.1	72.0	73.1	73.6
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
療育手帳所持者	18歳未満	35.9	39.6	42.0	39.0	39.8	40.7	39.4	39.4	37.5
	18歳～64歳	59.4	56.1	54.4	56.8	54.9	54.4	55.7	55.9	57.9
	65歳以上	4.6	4.3	3.6	4.2	5.3	4.8	5.0	4.7	4.5
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満	1.9	1.5	1.4	0.8	2.1	2.5	3.4	4.0	4.6
	18歳～64歳	94.4	93.3	93.6	87.0	85.5	84.5	80.7	79.4	82.7
	65歳以上	3.7	5.2	5.0	12.2	12.4	13.0	15.9	16.6	12.7
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年3月31日現在)

③ 障害者手帳所持者数（障害程度別 等）

- 身体障害者手帳所持者では、1・2級の重度者の割合が約38%程度で推移しています。障害種をみると肢体不自由と内部障害が約85%を占めています。
- 療育手帳所持者では、近年、A判定の重度者の割合が約40%程度で推移しています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者では、近年、1級の重度者の割合は約10%程度で推移していますが、総数は大きく伸びており、うち3級の人々の割合が増大しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	295	302	313	323	325	337	351	364	362
2級	159	161	161	155	146	148	159	170	170
3級	196	212	216	214	218	225	226	219	221
4級	350	367	381	394	414	427	443	446	452
5級	79	81	84	86	87	94	104	101	107
6級	74	73	74	72	75	75	86	90	91
合計	1,153	1,196	1,229	1,244	1,265	1,306	1,369	1,390	1,403
重度者（1・2級）比率（%）	39.4	38.7	38.6	38.4	37.2	37.1	37.3	38.4	37.9

（各年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障害	64	62	59	62	63	60	62	66	62
聴覚障害・平衡機能	109	102	105	106	104	109	114	121	122
音声・言語機能障害	17	19	17	17	15	15	16	16	16
肢体不自由	597	612	632	641	652	672	698	697	707
内部障害	366	401	416	418	431	450	479	490	496
合計	1,153	1,196	1,229	1,244	1,265	1,306	1,369	1,390	1,403

（各年3月31日現在）

■療育手帳所持者数の推移（等級別）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	100	102	110	117	116	115	117	123	120
B	117	128	140	142	150	155	165	174	189
合計	217	230	250	259	266	270	282	297	309
重度者（A）比率（%）	46.1	44.3	44.0	45.2	43.6	42.6	41.5	41.4	38.8

（各年3月31日現在）

■精神保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	19	20	20	14	13	17	18	20	24
2級	55	73	73	68	73	79	79	87	99
3級	33	42	48	49	59	65	79	92	114
合計	107	135	141	131	145	161	176	199	237
重度者（1級）比率（%）	17.8	14.8	14.2	10.7	9.0	10.6	10.2	10.1	10.1

（各年3月31日現在）

2. 特別支援教育を利用する児童生徒の状況

- 平成 30 年 5 月現在の児童・生徒数は、以下のとおりとなっています。
- 通級指導のため、精北・川西小学校区の子どもに対応する川西教室と、山田荘・東光・精華台小学校区の子どもに対応する精華台教室を開設しているほか、すべての小学校に特別支援学級を設置しています。
- また、町内に南山城支援学校があります。

■特別支援学級児童・生徒数

		(人)
小学校	1年生	7
	2年生	8
	3年生	9
	4年生	9
	5年生	12
	6年生	8
計		53
中学校	1年生	4
	2年生	10
	3年生	5
	計	19

■特別支援学校児童・生徒数

		(人)
小学部		12
中学部		12
高等部		26
計		50

(平成30年5月現在)

3. 山城南圏域の社会資源の概況

- 平成 30 年 11 月現在の山城南圏域の社会資源は、以下のとおりとなっています。

■就労支援・日中活動支援事業所

	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	自立訓練(生活訓練)	自立訓練(機能訓練)	生活介護	療養介護
精華町	0	0	3	0	0	7	0
圏域(町外)	2	3	6	2	0	8	0

■グループホーム

	グループホーム
精華町	2
圏域(町外)	5

■訪問系サービス事業所

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
精華町	4	3	2	2
圏域(町外)	6	6	0	2

■短期入所サービス事業所

	短期入所 所
精華町	0
圏域(町外)	5

■施設入所支援事業所

	施設入所支援 事業所
精華町	0
圏域(町外)	1

■障がい児入所・通所支援事業所

	障がい児 入所支援	児童発達 支援	放課後等 デイ サービス	保育所等 訪問支援
精華町	0	2	4	0
圏域(町外)	0	4	9	0

■相談支援事業所

	計画相談 支援	障がい児 相談支援	地域移行 支援	地域定着 支援	障がい者 相談支援 事業	基幹相談 支援 センター	就業・ 生活支援 センター	成年後見 センター
精華町	1	1	0	0	1	1	0	0
圏域(町外)	6	6	3	3	1	1	1	0

■地域生活支援事業

	日中一時 支援事業	移動支援 事業	地域活動支援 センター
精華町	4	1	0
圏域(町外)	5	未詳	1

4. 住民の意識

- 平成 30（2018）年 2 月に実施した「精華町の共生社会（障害福祉）に関するアンケート調査」の結果の概要は、以下のとおりとなっています。

■ 相談機関の連携や健康づくりの取組

- 平成 23（2011）年度調査と比較すると、リハビリや健康診断の受診、かかりつけ医師等の有無などの回答は良くなっています。全体では健康づくりの取組は前進していると思われませんが、障害種別で状況をみていく必要があります。
- 病院が相談先として突出しており、役場、事業所、障害者相談支援センターが続いています。「どこに相談に行けばよいか分からない」といった問題点が指摘されており、相談機関の周知や連携が求められています。

■ 社会参加の促進

- 回答者全体の 67.6%が一日おき程度の外出機会があり、57.9%が仲間や隣近所との交流があるなど、人とのつながりをもっています。精華町行事への参加度が上がる一方で、障害者団体やボランティアの認知度が下がる傾向にあります。
- 回答者全体の 25.8%が福祉施設を含めた就労の場で働いています。精神障害者保健福祉手帳所持者は常勤やパート・臨時雇用で、療育手帳所持者は福祉施設で働いているなど、障害種別で就労形態が異なっていることから、就労実態やニーズの違いへの対応が求められます。

■ 地域ぐるみの人のつながりづくり

- 介助者では「近所付き合いがないため期待できない（11.8%）」「障害者がいることを知られたくない（3.8%）」といった回答があり、地域とのつながりに消極的な面があります。
- 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者について、地域とのつながりに消極的な回答があることから、地域ぐるみの介助者支援の対応が求められています。

■ 差別解消の取組

- 障害者権利条約や合理的配慮等について、回答者全体の約 3 割が「知っている」と答えています。
- 15.1%に差別された経験があり、若い世代、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者に差別経験者の比率が高くなっています。就労の現場においても、福祉施設で働いている、パート・臨時雇用の回答者について差別経験者の比率が高くなっています。
- 差別事例の回答は職場が最も多く、その他に、学校等の教育現場、建物や交通機関、情報コミュニケーション、医療、買い物や食事、地域や家庭について、具体的な事例が上げられています。

■ 介助者を含めた精神障害者の支援

- 精神障害者手帳保持者は「友人や相談相手はいない（26.3%）」「家族や親族以外の交流はない（43.8%）」といった回答があり、介助者についても「障害者がいることを知られたくない（12.5%）」など、人とのつながりが弱い状況がうかがえます。
- 福祉サービスによる支援とともに、地域における孤立を防ぐ取組が求められています。

「精華町の共生社会（障害福祉）に関するアンケート調査報告書」より」

5. 計画課題

[1] 一貫した発達支援

(概況)

- 障害や発達上の問題になるべく早く気づいて、その子どもに必要な発達支援・療育を乳幼児期から学校卒業まで切れ目なく行う体制をつくってきています。
- 特別支援学校と地域の学校との連携のもと、障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らしていけるよう、自立と社会参加に必要な力を培うための教育を行っています。

(課題)

- 乳児期においては、子どもの障害や発達上の問題は、子育ての不安や育てづらさに結びつきがちであることから、新たに設置した母子包括支援センターの機能も活用して、さらなる対応の充実を図ることが求められます。
- 障害や発達上の問題のある子どもの人数に対応していけるように、放課後等デイサービス事業など児童通所支援事業の実施主体の確保が課題となっています。
- 保・幼・小・中、特別支援学校、また、放課後等デイサービスや日中一時支援事業などの障害福祉サービスの間での円滑な引き継ぎや進路の変更などをサポートする体制の充実が求められます。
- 小学生の放課後対策としては放課後児童クラブでの受け入れが実施されていますが、中学生・高校生向けの放課後対策が求められています。
- 子どもが、将来に自立した生活を営むためには、社会参加に適応するための交流機会づくりが求められます。そのため、早い段階から障害者団体の認知・理解を促し、団体を活用する力を育むことが求められます。

[2] 社会参加の拡充

(概況)

- 障害種別の特性を踏まえて、日中活動や就労等の場と機会づくりが進んできており、アンケート調査結果において障害のある人の外出の頻度も大きくなってきています。
- 平成 29 (2017) 年度に京都労働局と雇用協定を締結し、ハローワーク出張相談や手帳所持者対象の福祉フェアなどを行っています。

(課題)

- 障害のある人が、その人らしく余暇活動や地域活動などに参加できるよう、機

会拡大と内容の充実を図るとともに、参加と交流のしやすさを高めていく必要があります。

- 企業の障害理解と障害のある人の雇用を促進するとともに、町役場も含めて、多様な働き方の可能性を探り、障害のある人の働く意欲と能力に応える、柔軟な雇用環境を創出・確保していく必要があります。
- 町役場における、障害者就労施設等からの物品等に係る優先調達を進めていくことが求められます。

[3] 生活支援基盤の確保・堅持

(概況)

- 障害のある人が、地域で自立した生活を送るために必要なサービスを自ら選択し利用できる体制の充実を図ってきています。

(課題)

- アンケート調査結果において「どこに相談に行けばよいかわからない」「専門相談ができる職員がない」といった回答も一定あり、相談機関のさらなる周知と連携の向上が求められます。
- 学校卒業後の進路先のうち、とりわけ、重度障害のある人の日中の居場所が不足しており、送迎がある生活介護事業所の整備が求められています。
- いわゆる「親亡き後」の生活の場としてグループホームが望まれるところですが、24時間体制での運営に人材確保の困難が大きく、また、立地に係る地域理解を得る困難とも相まって、整備が進まない状況にあります。
- 精神障害のある人の退院と地域生活移行を進めるため、障害特性に対する地域理解をつくりながら、生活を支えたり日中の居場所となったりする施設・サービスの整備を進めていくことが求められます

[4] 福祉人材の育成・確保

(概況)

- 福祉人材の確保は全国的な課題ですが、精華町においても、フォーマル、インフォーマル両方の人材が大きく不足しており、必要な施設・サービスの整備が進まない状況にあります。

(課題)

- 府・国への働きかけを行うとともに、山城南福祉圏域での協議などを通じ、障害福祉に係る人材の育成・確保に計画的に取り組むことが求められます。

[5] 地域共生社会づくり

(概況)

- 障害と障害のある人への理解の促進は、依然として障害福祉分野の基本的な課題であり、障害があることを理由とした基本的人権の侵害が見過ごされている例さえ、まだまだ残されています。
- 地域共生社会の制度基盤として、従来の、高齢・障害・児童など対象別の福祉サービスの考え方から、その人の生活のしづらさを地域社会として「我が事・丸ごと」で受け止める仕組みへの転換が国主導で進められています。
- 精華町においても、本計画と同時に、「第2次精華町地域福祉計画」を計画期中抜本的に改め、地域共生社会づくりを牽引する「第3次精華町地域福祉計画」として策定したところです。

(課題)

- 障害と障害のある人への理解の浸透のため、引き続き啓発等を行い、当たり前な権利が侵害されていることへの気づきを持って、その改善に迎える地域社会をつくっていくことが求められます。
- 高齢・障害・児童など対象別の社会資源を有効に活かしながら、一人ひとりの生活のしづらさを柔軟に受け止める共生型の福祉サービスについても検討していく必要があります。
- 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向け、誰もが「支え手」となり「受け手」となる地域福祉の充実が求められています。
- まちのバリアフリー化をさらに進めて、移動やコミュニケーションが円滑に行える地域づくりを進めることが求められます。

第3章 理念・原則と計画目標

1. 基本理念

障害があってもなくても
誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町（仮）

- 精華町では、次の4つの考え方のもとで障害福祉に係る施策を実施してきています。

完全参加と平等 精華町らしい障害のある人の社会参加の促進

エンパワーメント 障害のある人の活動の活性化とまちづくりへの参加

生活環境におけるバリアフリー ノーマラゼーションへの挑戦

リハビリテーション 周辺市町村との連携による生活や自立の支援

- この計画においても、これらの考え方を引き継ぐとともに、将来に希求する精華町のあるべき姿を「障害があってもなくても 誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町」として表わすこととします。

2. 3つの原則

- 計画が前提とする3つの原則を、次のとおりとします。

[1] 基本的人権の尊重と差別の禁止

- 障害のある人もない人も、すべての人が基本的人権を有した個人として大切にされ、個人としてのその尊厳は守られるべきものです。
- 障害者基本法や障害者差別解消法にも規定されているとおり、障害のある人の活動を制限・制約する、障害を理由とする差別やその他の人権を侵害する行為は禁止されるべきものです。

[2] 自己決定と自己選択の尊重

- 障害福祉サービス等の提供にあっては、障害の種別、程度に関わりなく、障害のある人自らが必要なサービスを選択し利用して、自らの自立と社会参加の実現を図ることができるようにしつらえられるべきものです。

[3] 地域共生の社会づくり（障害者基本法第三条より）

- すべての障害のある人に、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければなりません。
- すべての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられてはなりません。
- すべての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られる必要があります。

3. 計画目標

[1] 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

- 障害や発達上の問題がある子どもが、自分の持てる力を十分に発揮して、その子らしく健やかに成長できるまちを目指します。
- 障害のある人の「輝きたい」「働きたい」思いに応える、社会参加と自己実現の場と機会が充実したまちを目指します。

[2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる

- 安心して生活できる住まいが確保され、必要な生活支援のサービスを自分で選んで利用することで、安心して生活ができるまちを目指します。

[3] 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

- 障害と障害のある人への理解が浸透し、差別や偏見のない地域社会を目指します。
- 障害のある人ない人が日常的にふれあい、関わりあい、支えあう地域共生社会の実現を目指します。

第4章 目標ごとの施策

1. 施策の体系

目標1 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

施策1：発達支援の充実

施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応

施策3：保育・教育の充実

施策4：放課後活動等対策の充実

施策5：社会参加・就労の促進

目標2 誰もが安心して毎日の生活をおくれる

施策6：相談と情報提供の充実

施策7：日常生活の支援

施策8：住まいの確保

施策9：保健・医療の確保

施策10：経済的負担の軽減

目標3 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

施策11：一人ひとりを大切にする文化の醸成と権利の擁護

施策12：コミュニケーション支援の充実

施策13：移動の確保

施策14：福祉人材の育成・確保

施策15：防災・防犯対策の充実

2. 具体的な施策

目標1：誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

施策 1	発達支援の充実
------	---------

※ 項目の説明文については、今年度の評価段階で「行政として行うこと」の視点から、内容の表現を一定整理し、この間の取り組み概況を追記したものです。今後、さらに内容を精査していきます。

- 支援の必要な子どもへの対応
 - ・ 乳幼児健診において相談・訪問を実施しており、未就園児や専門的療育事業等の利用対象児以外についても、フォロー教室や相談支援を実施しています。保護者に対して、プログラムを作成し支援を行っています（ペアレントトレーニング）。
 - ・ 保護者が相談により子どもの発達に見通しが持て、育児をしていく上で安心感が持てるような支援をめざします。
- 発達相談事業
 - ・ 教育支援委員会事業として、保育所・幼稚園・小学校・中学校における発達相談等の連携会議を年間6回実施しています。支援を要する対象児童に対して、相談支援事業所による相談対応及びサービス等利用計画作成の相談を行っています。
 - ・ 町の福祉課、教育委員会、相談支援専門員等の相談対応を充実し、保育所・幼稚園・学校との連携を一層図っていきます。
 - ・ 発達障害児（者）に関する相談窓口となる機能、システムを、関係機関と連携しながら充実を図ります。
- 発達障害の理解の促進
 - ・ 京都府総合教育センターや教育支援委員会、各校での研修を実施しています。
 - ・ 発達障害のある子どもに対し、その症例や支援の方法に対する適切な対応ができるよう、教職員や関係者による研究・研修を行います。障害のある子どもへの理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。
 - ・ 平成29年度、合理的配慮を目指した職員対応要領を作成しており、今後も職員向けに障害への配慮のあり方についての勉強会を行います。
- 関係機関等の連携と協働
 - ・ 乳幼児健診等の母子保健事業との連携を図るとともに、教育機関とも連携し、特別支援教育体制の構築に努めます。
 - ・ 母子保健事業、障害者福祉、教育関係の協働による支援体制の整備に努めます。

施策 2	支援が必要な子どもの早期発見・対応
------	-------------------

- 母子保健事業の推進
 - ・ 妊娠期から子育て期にわたる相談窓口として母子健康包括支援センターを開設し、保護者に寄り添いながらフォロー教室や発達相談を実施しています。子育て支援センターの事業にもつないでいます。
 - ・ 乳幼児健診での障害児や発達障害児等の早期対応につながる相談・訪問を実施します。未就園児や専門的療育事業等の利用対象児以外のフォロー教室や相談支援を実施します。
 - ・ 母子保健事業において、ケースに応じて福祉や教育の関係機関と連携しています。保健所の主催する会議等に参加するとともに、適宜必要に応じ連携をとって支援を進めています。
 - ・ 健康推進課や子育て支援課において、ケースの検討を通して、障害児サービスの提供、相談支援事業所への適切な情報提供、支援体制の構築を図ります。

- 早期療育体制の充実
 - ・ 保護者の気持ちに寄り添いながら、療育を提供している教室の利用促進を図っています。
 - ・ 放課後等デイサービスは2か所の事業所が開設されています。事業所定員により、利用できない状況があります。
 - ・ 児童発達支援の事業所の新規開設や拡大が見られていないことから、町内での放課後等デイサービス事業所の確保や利用促進を図ります。

施策 3	保育・教育の充実
------	----------

- 保育所・幼稚園での障害児保育・教育の充実
 - ・ 年中児クラスを対象に発達障害等の早期発見のため、年中児発達サポート事業を実施しています。
 - ・ 保育所に入所する障害児等の子どもに対する保育の充実と早期発見・早期対応に努めます。町が実施している保育所巡回相談事業を継続し、関係機関との連携の充実を図ります。
 - ・ 障害児保育の充実に向けた職員研修の充実を図ります。

- 教育相談の充実
 - ・ 教育支援委員会や教育支援室が教育相談を行っており、就学時の支援強化を図っています。教育支援委員会が中心となり、アセスメント票、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成・活用し、切れ目ない支援を行っています。
 - ・ 学校内の教育支援委員会での教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障害の状況を把握し、相談活動の推進に努めます。支援ファイル等も適宜活用しながら、就学時の支援強化を図っていきます。

- 特別支援教育の推進
 - ・ 支援学校が行う進路相談に参加し、卒業後スムーズに日中活動の場所を確保について支援しています。
 - ・ 親とともに作る個別の支援計画やアセスメント票の作成とその活用を図り、指導方法の工夫・改善に努めます。
 - ・ 特別支援学校と小・中学校との、また在籍校と通級指導教室との連携した指導に努めます。

- 進路指導の充実
 - ・ 中 3 生においては、特別支援学校高等部の体験入学や進路相談に積極的に参加させることにより、希望進路の実現に努めています。本人を中心に保護者と十分に話し合いながら、進路選択を支援していく必要があります。
 - ・ 平成29年度に京都労働局と雇用対策協定を締結し、就労支援の機会を提供しています。
 - ・ 全校的な指導体制のもとに進路指導を推進します。家庭や関係機関、地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個性に応じた積極的な進路選択を支援します。

- 職員研修の充実
 - ・ 積極的に様々な研修に参加するとともに、教育支援委員会においても研修を行っています。研修内容をさらに充実させることで、指導力の向上を図ります。
 - ・ 教職員の研修や勉強会を行います。教職員への福祉教育等を行い、障害のある子どもへの理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。

施策 4	放課後活動等対策の充実
------	-------------

- 放課後、学校長期休暇期間の生活の充実
 - ・ 特別支援学級及び特別支援学校の児童生徒等の参加による、夏季地域学校を開催しています。障害児の放課後や学校長期休暇期間中の活動の場である地域活動支援事業について、精華まなび体験教室を全小学校区で実施しています。
 - ・ 障害児の放課後や学校長期休暇期間中の活動の場である地域活動支援事業の充実を図ります。

- 放課後等デイサービス事業の活用
 - ・ 平成28年度に1か所、平成29年度に1か所事業所が開所しています。
 - ・ レクリエーション事業やNPO団体のサークル活動等の充実も図りながら、放課後等デイサービス事業所を増やし、より身近な地域で利用しやすくします。
 - ・ 放課後等デイサービス事業の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図ります。地域支援事業の日中一時支援事業の活用、連携の充実も図っていきます。

施策5	社会参加・就労の促進
-----	------------

- 進路指導体制の充実
 - ・ 障害者就業・生活支援センター・特別支援学校・障害者支援事業所・相談支援機関・学校・行政機関・ハローワーク・企業等の連携を強化し、障害のある子どもの状況に適した進路指導を行います。
 - ・ 進路指導、職業体験など、早期からの就労支援を行うなど、職業的自立を促す指導に努めます。
- 一貫した相談体制の連携
 - ・ 保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校などとの間で連携を図ります。
 - ・ 進路指導や就学時相談支援との連携を図り、生涯の自立と社会参加につながる支援を行います。
- 支援ネットワークの構築
 - ・ 地域生活拠点整備、児童発達支援センターなどの設置が求められていることから、引き続き圏域の協議会において検討していきます。
 - ・ 行政、福祉関係機関、教育、企業などが連携し、圏域でのネットワーク化を検討します。障害のある児童に、就学時だけでなく、就労時においても継続した支援を行い、生活の自立を促進します。
- 障害者雇用の理解と啓発
 - ・ 平成29年度に京都労働局と雇用対策協定を締結し、平成30年度、障害のある人を対象とした就職フェアを実施しました。引き続き、事業計画の見直しを行いながら、年1回を目標に、事業を継続していきます。
 - ・ 企業における障害のある人への理解と啓発を深めるための福祉教育・研修等の実施を支援します。
 - ・ 障害者雇用率制度の周知を図り、雇用率未達成企業の解消を促進します。
 - ・ 毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、障害のある人の雇用の促進を図るための啓発活動を積極的に行います。
- 職親制度の普及・啓発
 - ・ 職親制度の周知に向けた取組が十分ではなく、雇用対策協定を基に事業計画において、啓発方法について検討していく必要があります。
 - ・ 知的障害のある人が一定期間、事業経営者の元で生活し、職業訓練を受けて一般雇用をめざす職親制度の周知に努めます。
- 障害福祉サービスにおける支援の推進
 - ・ 年に一回視覚障害者教室、聴覚障害者教室を実施しています。また、障害児の家族に対し、放課後、週末支援事業として、年10回のレクリエーションを実施しています。
 - ・ サービスの適切な利用支援を行うことにより多様な社会参加を推進します。
 - ・ 一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、「就労継続支援」を推進します。

- 福祉的就労の支援
 - ・ 障害のある人が作製した製品のPR及び販売支援として、毎月1回庁舎内及びむくのきセンターで販売会を実施しています。人権啓発課主催の人権シネマサロンにおいて販売会を併せて実施しています。
 - ・ 精華町人権啓発推進委員会の人権啓発事業にあわせ、町内の障害者による授産製品の販売を実施しています。年2回程度と限られたものとなっています。
 - ・ 福祉的就労の通所に係る交通費助成制度を実施しています。
 - ・ 就労系の事業所の新規開設が見られる一方、生活介護を新規に開設する事業所が町周辺では見られません。
 - ・ 産業や福祉、NPO法人等の関係団体と連携し、障害のある人が作製した製品のPR及び販売を支援します。就労場所に依りて、その風土や特徴を生かした仕事に取り組むため、地域との交流、連携を促進します。福祉的就労施設等への通所に要する交通費の補助等を行う等、就労場所の選択肢の拡大を支援します。
 - ・ 平成30年度、農福連携を通じた共生社会の実施を目指します。

- ハローワークとの連携
 - ・ 平成29年度、京都労働局と雇用対策協定を締結し、平成30年度、障害者を対象とした就職フェアを実施しました。
 - ・ ハローワークや支援事業所との連携を図り、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障害のある人の本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。
 - ・ 企業や事業主に対して各種助成制度の周知及び活用を促進し、障害のある人の雇用に関する相談体制の充実を図ります。

- 障害者就業・生活支援センターの活用
 - ・ 相談支援事業所からの紹介などにより障害者支援を行ってきました。当センターが実施している就職相談会について、広報誌を通して紹介しています。
 - ・ 障害者就業・生活支援センターと関係機関との連携を強化します。

- 職場への定着支援
 - ・ 障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者（ジョブコーチ）制度のチラシを作成し、周知啓発を実施しています。
 - ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）制度の周知、啓発を図ることにより、障害のある人の職場への定着を支援します。

- 教育・福祉との連携体制
 - ・ 福祉課並びに子育て支援課、並びに各事業所とも連携して、教育・福祉施策の連携を図っています。
 - ・ 教育機関やサービス事業所、公共職業安定所等との連携を図ります。

- 難病対策推進事業の保健所との連携
 - ・ 保健所の主催する会議等に参加するとともに、連携をとって支援を進めています。保健所からの情報提供や診断書等の提出により、必要な支援を行っています。
 - ・ 難病の人々やその家族の相談に応じるほか、専門の相談会の紹介や在宅福祉事業を実施します。
 - ・ 難病の人々の療養生活への支援を円滑に行うため、保健所との連携を進めていきます。

現計画「2-（3）生きがいつくりの促進」関連

現計画「6-（3）スポーツ・レクリエーションの機会づくり」関連

○ 記述検討

- ・国及び府がかかげる障害福祉計画の重点項目として明示されています。
- ・障害のある人の生活をより豊かなものにし、自己実現を図ることができるようにする。
- ・障害の有無にかかわらず、気の合う仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援するとともに、ゆとりやうるおいのある生活を送れる。
- ・スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動の促進を図ります。
- ・職員が京都府の研修を受けることにより、スポーツ指導員を確保するとともに、スポーツ機器を配置し、むくのきセンターを拠点として、障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動の振興を行います。
- ・文化芸術活動の交流の場として、「精華町ふれあいまつり」における障害のある人の文化・芸術活動プログラムの充実を図ります。また、今後も関係機関との連携により、実行委員会への障害者団体や当事者の参加を継続します。

施策 6	相談と情報提供の充実
-------------	-------------------

- 相談窓口の充実
 - ・ 計画相談作成の推進に努め、必要なサービスについて調整を図ってきました。計画作成の増加が見込まれることに対して、相談支援事業所が不足しています。
 - ・ 町役場における情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、各関係機関と連携して窓口の明確化と相談体制の充実に努めます。
- 相談支援の充実
 - ・ 計画相談をもとに就労支援系のサービス決定を行っています。近年利用者数が増加していることに対して、町内事業所の定員増等がないため、町外の事業所利用となっている状況です。
 - ・ 平成30年6月末時点で、計画作成率(ケアプラン・セルフプランも含む)は成人で99.6%、児童で97.1%となっています。相談支援事業所が町内で1ヶ所しかないため、飽和状態となっています。障害児の支援ノウハウをもっている計画相談支援事業所の新規開設等の必要性があります。
 - ・ 委託相談支援事業所では、障害福祉サービスを利用するすべての障害者(児)のサービス利用計画を作成し、きめ細かな支援を促進します。
 - ・ 相談支援の質の向上、調整のため、相談支援機能強化事業を実施します。
 - ・ 町の関係課と相談支援事業所等が連携し、相談窓口として必要な情報の共有と専門性の確保、向上を行い相談体制の充実に努めます。
 - ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動の支援等を行い、障害者やその家族が身近に相談できる体制の充実に努めます。
 - ・ 今後も地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)をワンストップで応じます。
- 地域における相談活動の充実
 - ・ 民生委員・児童委員に対して、定例会等で障害についての情報提供、研修を行い、地域での相談機能の強化を図っています。
 - ・ 身体障害者・知的障害者相談員、民生委員・児童委員などに対し、障害についての情報提供や研修等を積極的に行い、地域での相談機能の強化を図ります。
- 情報提供体制の多様化
 - ・ 広報誌については、町ホームページやスマートホンアプリ「マチイロ」からも閲覧可能としています。目の不自由な方のため、朗読ボランティア「ひびき」によるテープの貸し出しを、精華町社会福祉協議会事務局や町立図書館で行っています。
 - ・ 窓口において、筆談セット、SPコード読取り機を設置しており、資料作成の際には、必要に応じて、漢字にルビを振るなど対応しています。
 - ・ 聴覚障害者、言語障害者はFAXにて119番通報できる体制が整っており、継続して維持管理しています。聴覚障害のある生徒の学習に関して、UDトーク(コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ)を活用できる環境を整備しました。
 - ・ 障害者の視点から良いシステムになるよう、各課のシステム導入時の相談に応じるなど、担当課に対する助言等を行っています。

- ・ 聴覚障害者・言語障害者にFAX等を活用した情報伝達システムの整備による情報提供を図ります。
 - ・ インターネットや携帯電話のホームページ、メールその他、多様な情報伝達手段等の活用なども研究し、情報提供体制の充実に努めます。
- 相談支援体制の強化
- ・ 総合案内及び総合窓口において、相談内容の概略を確認した上で相談機関（課）へ案内しています。合理的配慮における職員対応要領の制定により、他課においても障害に配慮した対応について、情報提供を行います。
 - ・ 精華町こころの相談室を「京都大和の家」に委託し、精神的に生きづらさを感じておられる方や家族の相談等にも対応しています。
 - ・ 毎月1回、庁舎においての障害者相談会を実施しています。
 - ・ いつでも一貫した情報を提供できる体制を整えるとともに、個々に対応した適切な相談体制の確立を図ります。

目標 2：誰もが安心して毎日の生活をおくれる

施策 7	日常生活の支援
------	---------

- ・ 精神障害者の人たちが安心していられる場づくりについて、含めていきます。⇒精神障害
- ・ 親亡き後を見据え、障害がある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図る。⇒地域生活拠点等の整備の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画に係る内容を含めて整理します。

施策 8	住まいの確保
------	--------

- 公営住宅におけるバリアフリー化
 - ・ 高齢者や障害のある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。

- 各種給付・融資制度の周知
 - ・ 居宅生活動作補助用具の給付や、府の住宅建設(改良)資金の融資等の制度について、広報をはじめ、ホームページ、パンフレットによる周知と利用促進を図ります。

- グループホーム事業等への支援
 - ・ グループホームの整備は進んでいません。
 - ・ 障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、グループホーム事業等への支援に努めます。

施策 9	保健・医療の確保
------	----------

- 健康診査の充実
 - ・ 受診勧奨や再受診の強化、周知の強化、相談会や事後教室の拡大等、健康診査の充実を図っています。特定健診の受診率は上昇していますが、目標には達していません。
 - ・ 健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。
 - ・ 健診後のフォロー体制の充実を努め、早期治療へとつなげます。

- 生涯を通じた健康づくりの推進
 - ・ 第2期健康増進計画の基本目標に沿い、健康づくりを推進しており、H29年度に中間見直しを実施しています。基本目標毎に達成できていない項目について、今後対策を進めていく必要があります。
 - ・ 健康増進計画などと連携を図り、乳幼児期から高齢期までの年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。

- 医療費助成制度の実施
 - ・ 更生医療・育成医療・精神通院等の医療費助成を行っています。申請件数が増加しており、特に精神障害者の通院決定件数の増加が著しくなっています。
 - ・ 障害者総合支援法による、自立支援医療の給付を実施しています。
 - ・ 福祉医療費についても、有益な実施となるよう努めています。

- 医療体制の充実
 - ・ 医療体制の充実について、取組が進んでいません。
 - ・ 医師会、歯科医師会との連携のもと、住民が必要な時に適切な治療を受けることができるように、医療体制の充実を努めます。

- 難病患者への支援
 - ・ 不安や介護の負担を軽減するために、情報提供、個別相談、保健所との連携等を適宜行っています。必要に応じ、相談支援事業所や保健所など対応窓口へつないでいます。
 - ・ 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉の連携に努めます。

- 精神保健福祉施策の推進
 - ・ 情報提供、個別相談、保健所との連携等を適宜行い、継続的な支援が必要な場合は関係機関と調整するなど、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの充実を図っています。
 - ・ 精神通院や精神保健福祉手帳の取得へつなげていますが、引きこもり等社会につながらない者と社会（相談機関等）とつなげることに難しさがあります。
 - ・ 精神障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実を努めます。
 - ・ 専門の医療機関と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

現計画「3-（2）生涯にわたる障害の早期発見と早期対応」関連

- 記述検討
- その他の項目でも早期発見に関する内容が盛り込まれているため、削除も検討。
- 障害の発生予防・早期発見のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康づくりを支援します。
また、若年期からの健康づくりに留意し、老齢期における能力の低下などを予防するとともに、障害の予防に資するよう努めます。

目標 2：誰もが安心して毎日の生活をおくれる

施策 10

経済的負担の軽減

- 該当者に対しての年金や各種手当の周知を行う。
⇒障害年金、特別障害者手当など国や都道府県の事業及び、心身障害者福祉手当などの町単独の事業について言及。
- 各種減免に関する制度の周知を行う。
⇒手帳による交通費割引や高速道路の割引等の紹介。

- 経済的負担の軽減に係る制度について整理します。

施策 11

一人ひとりを大切にする文化の醸成と権利の擁護

- 成年後見制度の普及・啓発
 - ・平成 30 年度に市民後見人養成講座を実施し、担い手を養成することで成年後見制度の普及・啓発を図ります。
 - ・身寄りがない等の理由から制度の利用が困難な障害のある人に対しては、町が申し立てを積極的に行うとともに、法人後見組織の育成や、市民後見人の育成などにより権利擁護を図っています。
 - ・平成 31 年度に精華町社会福祉協議会に委託して成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業の推進
 - ・地域住民からの相談対応において、相談内容から各担当課へつなぐ支援をしています。また、各種制度のパンフレット・資料を窓口に配架しています。
 - ・社会福祉協議会が推進する地域福祉権利擁護事業について支援し、制度の浸透に努めます。
- 権利擁護の推進
 - ・自立支援協議会権利擁護部会にて権利擁護のあり方について検討しています。市民後見連絡協議会（市民後見人養成講座修了生の集まり）の活動を支援しています。
 - ・障害のある人の親亡き後の生活支援や金銭管理、財産管理など、権利擁護のあり方について協議を進めます。
- ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備
 - ・平成 30 年度に合理的配慮による職員対応要領を作成し、障害のある人に配慮した行政サービスの提供を目指しています。精華町やさしいまちづくり条例に基づきバリアフリー環境の整備を進めています。
 - ・住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。
- 各種メディアの活用
 - ・障害のある人が扱いやすく、手に入れやすい情報の提供方法の研究・普及を図ります。
 - ・町の広報誌やホームページをはじめ、新聞、テレビ、CATVなどのマスメディアを積極的に活用し、広報・啓発に努めます。
- 「障害者週間」等の活用
 - ・障害児者ふれあいのつどいを開催し、障害児者の参加や交流の機会を設けています。当事者団体の紹介等も行っています。
 - ・街頭啓発、リーフレットの配布、講演会などを行うことにより、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための運動を展開することに努めます。
- 相互理解の促進
 - ・すべての人の人権が尊重される社会となるよう、男女共同参加、LGBT等性的少数者等に関する啓発等を実施しています。未だ認知は不十分なため、周知及び理解促進への啓発が必要です。

- ふれあいのつどいにおいて当事者同士が関わる機会を設けています。パラスポーツ及び農福連携、絆ネット構築による共生社会に向けた取組を展開していきます。
 - 障害のある人と障害のない人の相互理解、障害のある人同士の相互理解を進め、誰もが支え合い、尊重し合えるような施策の展開を検討します。
(ヘルプマーク等についての説明を掲載)
- 関係団体等との連携の強化
 - 自立支援協議会の各部門において、各種団体からの意見等を集約しています。
 - 各種障害者団体やボランティア団体などと連携して障害のある人のニーズの把握に努め、障害者施策への反映に努めます。
 - 地域コミュニティ・ネットワークづくり
 - 地域において障害のある人のいる世帯を見守り、支援を行う地域コミュニティ・ネットワークの構築を図ります。

目標 3：差別や偏見のない、地域共生社会となっている

施策 12	コミュニケーション支援の充実
-------	-----------------------

- 手話や点字など、コミュニケーションツールとなる手段等についての普及啓発を図る。
- コミュニケーションを困難としている障害のある人に対するコミュニケーションの課題や課題に対する対応法を検討したい。

<ul style="list-style-type: none"> • 障害福祉計画に係る内容を含めて整理します。

施策 13	移動の確保
-------	-------

現計画「4-（2）外出支援の充実」関連

○ 記述検討

アンケート調査の結果を踏まえ、町として実施できる内容について精査したうえで、記述内容を検討していきます。

例：移動支援や移送サービスの充実等が考えられます。

○ 公共施設などの整備・改善

- ・ かのき苑のバリアフリー化を進めるなど、公共施設及び公共公益施設の多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善、障害者用駐車場の確保を推進しています。
- ・ 民間施設の建設や既存施設の改修においても、「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づいて事前協議を行い、指導・助言を行います。

○ 道路・交通安全施設の整備

- ・ 粕田駅東特定土地区画整理事業の道路・公園の整備にあたり、段差解消や歩道幅員の確保を行っています。
- ・ 歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、視覚障害者誘導用ブロックなど、町道路施設の改良を計画的に推進します。
- ・ 道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関に要望します。

施策 14

福祉人材の育成・確保

現計画「4-（5）支援の担い手の確保」関連

○ 記述検討

- ・専門的な人材不足が顕著であり、障害に関わらず福祉人材の不足は大きな課題としてあがっています。
- ・町だけではなく、京都府も含めた広域的な連携が必要です。
例：京都労働局と締結した雇用対策協定など

現計画「4-（7）障害者の社会参加の促進とボランティアの自己実現支援」関連

○ 記述検討

- ・障害者の社会参加の促進については、施策5で記載される内容となっているため、ボランティアの自己実現支援を切り離して考える必要性を感じています。
- ・障害がある人の情報保障や地域のつながりを進めるうえで、ボランティア団体や当事者団体の役割は高まっているが、専門的な人材同様、ボランティア団体においても深刻な人材不足が見られています。新たな担い手の養成を図っていきます。

○ 地域コミュニティ・ネットワークづくり

- ・成人式や各種講座で手話通訳・要約筆記を実施するなど、イベントで啓発活動を行っています。
- ・障害児者ふれあいのつどい、障害者週間におけるイベントにおいて、交流やふれあいを通じて障害者福祉に係る啓発を行っています。障害者スポーツの紹介も平成29年度より行っています。
- ・人権週間（12月4日～12月10日）には、例年、様々な人権啓発事業を展開しています。人権全般の啓発事業を展開する中で、障害者をテーマとした講演会等を実施しています。
- ・福祉サービス等とつながる中で、継続的な支援や見守りを行っています。民生児童委員による訪問活動等による状況把握を行っています。
- ・地域において障害のある人のいる世帯を見守り、支援を行う地域コミュニティ・ネットワークの構築を図ります。

○ ボランティア養成講座の充実

- ・毎年1回ボランティア団体主体の養成講座を実施しています。十分な人材確保までに至っておらず、特に手話通訳・要約筆記の担い手不足が深刻です。
- ・精華まなび体験教室や地域学校協働本部事業において、ボランティアに協力いただき、事業を行っています。全小学校区、地域学校協働本部事業では全中学校区でコーディネーターを配置し、継続的に実施しています。
- ・訪問活動・相談・付き添い・点訳・手話通訳・要約筆記などのボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図ります。

○ NPO・ボランティア団体等の育成・支援

- ・京都府の事業である、地域力再生プロジェクトの広報及び申請相談や受付業務を行っています。ボランティアサークルやNPO法人が地域社会の課題等の解決に取り組む事業に対

して支援を実施しています。

- 地域で活動する人材の発掘・育成に努め、NPOやボランティア活動の育成に努めます。
- NPOやボランティア活動をより活性化するため、活動の場の提供などの支援や、活動の連携を図り、地域とともに活動できるよう、支援を充実します。

施策 15

防災・防犯対策の充実

- 地域における交流と周知
 - ・ 各自主防災組織で訓練を行っており、その際に防災についての情報提供を行っています。ホームページやSNS等を通して災害情報の提供に努めています。
 - ・ 地域の行事等の機会を捉えて福祉に関する意識啓発を行います。
- 地域における防災・防犯体制の強化
 - ・ 各自主防災組織で訓練を行っており、その際に防災についての情報提供を行っています。地域自立支援協議会のメンバーが町の防災訓練に参加しています。各自主防災組織において、障害者を把握されていないこと、地域における障害のある人が訓練に参加されていない状況があります。
 - ・ 講習会や防災訓練を通じて、障害のある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。
 - ・ 防災に関するパンフレットの作成・配布や避難誘導板の設置を検討します。
 - ・ 地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。
- 災害情報等の提供と、防災意識の高揚
 - ・ 自治会に対して避難行動要支援者の台帳配布を依頼していますが、台帳の受取状況が約50%に止まっています。
 - ・ 普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範の徹底や防災意識の高揚を図ります。情報の提供にあたっては、障害の種類や程度により、様々な方法を取り入れ、周知・徹底できるよう努めます。
 - ・ 防災行政無線、文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。
- 災害発生時の福祉避難所の充実
 - ・ 町内の事業者について、福祉避難所7ヶ所と協定を締結しています。福祉避難所の運用についての協議を検討しています。
 - ・ 福祉避難所の増加に努めるとともに、福祉避難所において要援護者に必要な備蓄品の充実・確保に努めます。

第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理

2. 圏域・府との連携

- 成案調整段階で内容整理します。